16　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの								
イ　建設工事に係るもの								
(イ)　工事費が6,000万円以上の工事に係るもの			○					
(ロ)　工事費が6,000万円未満の工事に係るもの								
a　特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
b　a以外のもの								
(a)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(b)　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(c)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
ロ　設備工事に係るもの								
(イ)　工事費が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
(ロ)　工事費が2,000万円未満の工事に係るもの								
a　特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○					
b　a以外のもの								
(a)　鳥							○	鳥取地方県土

取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの								整備局長
(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認								
(一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの								
イ 建設工事に係るもの								
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの			○					
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの								
a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
b a以外のもの								
(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(c) 米子地方県土整備局及							○	米子地方県土整備局長

び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								
ロ 設備工事に係るもの								
(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの		○						
(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの								
a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの		○						
b a以外のもの								
(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
18 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
19 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
20 同規則第42条第3								

項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○						
22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認								
(一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの								
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(2) 倉吉地方県土整備局に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの							○	米子地方県土整備局長
24 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
25 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託								
(一) 請負対象設計	○							

金額が5億円以上の工事に係るもの								
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
27 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
28 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○						
29 同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払								
(一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの			○					
(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの								
(1) 建設工事に係るもの								
イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
ロ イ以外のもの								
(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(ロ) 倉吉地方県土整備							○	倉吉地方県土整備局長

局の管轄区域に係るもの								
(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
(2) 設備工事に係るもの								
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの		○						
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの		○						
(ロ) (イ)以外のもの								
a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
30 同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定								
(一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの		○						
(二) (一)以外のもの								
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払								
(一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの		○						
(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの								
(1) 建設工事に係るもの								
イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕		○						

費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの								
ロ　イ以外のもの								
(イ)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(ロ)　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(ハ)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
(2)　設備工事に係るもの								
イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの		○						
ロ　請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
(イ)　特殊な技術を必要とする工事に係るもの		○						
(ロ)　(イ)以外のもの								
a　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
b　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
c　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
32　同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認								
(一)　特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの		○						
(二)　(一)以外のもの								
(1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(2)　倉吉地方県土整備局に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(3)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの							○	米子地方県土整備局長
33　同規則第40条第4項の規定による請負								

代金の部分払									
(一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの		○							
(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの									
(1) 建設工事に係るもの									
イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの		○							
ロ イ以外のもの									
(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長	
(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長	
(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長	
(2) 設備工事に係るもの									
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの		○							
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの									
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの		○							
(ロ) (イ)以外のもの									
a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長	
b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長	
c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長	
34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認									
(一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの		○							
(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係る									

もの								
(1) 建設工事に係るもの								
イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの			○					
ロ イ以外のもの								
(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
(2) 設備工事に係るもの								
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○					
(ロ) (イ)以外のもの								
a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
b 倉吉地方県土整備局に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○						
36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払								
(一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの			○					
(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係る								

二　建築基準法に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第９条第７項（同法第10条第２項及び第90条の２第２								

	もの								
	（1）　建築工事に係るもの								
	イ　特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの		○						
	ロ　イ以外のもの								
	（イ）　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	（ロ）　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
	（ハ）　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
	（2）　設備工事に係るもの								
	イ　請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○					
	ロ　請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの								
	（イ）　特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○					
	（ロ）　（イ）以外のもの								
	a　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	b　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
	c　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
	37　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定								
	（一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの	○							
	（二）　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○						
	（三）　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの			○					
三　建築基準法に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第９条第７項（同法第10条第２項及び第90条の２第２		○						

項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長	項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令									
8　略									8　略										
9　同法第９条第10項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物に係る作業の停止の命令 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長	9　同法第９条第10項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物に係る作業の停止の命令		○							
10～23　略									10～23　略										
24　同法第12条第１項第４号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長	24　同法第12条第１項第４号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定			○						
25～27　略									25～27　略										
28　同法第42条第４項の規定による道路の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長	28　同法第42条第４項の規定による道路の指定			○						
28の２～60の５　略									28の２～60の５　略										
60の６　同法第77条の31第１項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施						○			60の６　同法第77条の31第１項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施			○							
60の７～70　略									60の７～70　略										
二　略									四　略										
三　略									五　略										
四　略									六　略										
五　建築士法（昭和25年	1～9　略								七　建築士法（昭和25年	1～9　略									

法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	10　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査及び建築士事務所の開設者等に対する報告の要求								
	(一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	(二)　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
	(三)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
六　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～3　略								
	4　同法第6条第3項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定		○						
	5　同法第6条第5項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知			○					
	6　同法第7条第1項の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の変更の認定		○						
	7　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の徴収			○					
	8　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善命令		○						
	9　同法第12条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し		○						
	10　同法第14条の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定								
	(一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	(二)　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
	(三)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
七　略									
八　略									
九　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議		○						
	2　同法第40条第1項の規定による地方公社への立入検査		○						
	3　同法第40条第1項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求			○					

法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	10　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査及び建築士事務所の開設者等に対する報告の要求		○						
八　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～3　略								
	4　同法第5条第3項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定		○						
	5　同法第5条第5項（同法第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知			○					
	6　同法第6条第1項の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の変更の認定		○						
	7　同法第7条の規定による認定事業者に対する報告の徴収			○					
	8　同法第8条の規定による認定事業者に対する改善命令		○						
	9　同法第9条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し		○						
	10　同法第11条の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定								
	(一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
	(二)　倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	倉吉地方県土整備局長
	(三)　米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子地方県土整備局長
九　略									
十　略									

		4　同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令		○							
		5　同法第42条第1項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令		○							
		6　同法第44条の規定による国土交通大臣へ提出する書類の受理及び当該書類の国土交通大臣への送付		○							

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係）

防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 防災監又は局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 防災監又は局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の名称
略												
景観自然課	一　略											
	一　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定		○								
		2　同法第9条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請			○							
		3　同法第10条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可			○							
		4　同法第13条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可				○						
		5　同法第14条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可			○							
		6　同法第15条第1項の規定による国定公園における利用調整地区の指定	○									
		7　同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定				○						
		8　同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定				○						

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係）

防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 防災監又は局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 防災監又は局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の名称
略												
景観自然課	一　略											
	二　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第12条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定		○								
		2　同法第14条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請			○							
		3　同法第15条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可			○							
		4　同法第17条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可				○						
		5　同法第18条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可			○							

証の交付及び同条第5項の規定による国定公園の入認定証の再交付																						
9 同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定期限の指定			○																			
10 同法第19条第1項の規定による認定関係事務の実施に関する規程の認可			○																			
11 同法第19条第2項の規定による事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可			○																			
12 同法第19条第4項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の承認			○																			
13 同法第21条第1項の規定による認定関係事務についての監督上必要な命令			○																			
14 同法第21条第2項又は第3項の規定による指定認定期限の指定の取消し			○																			
15 同法第22条第1項の規定による認定関係事務等についての報告の徴収又は立入検査の実施							○															
16 同法第26条の規定による国定公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮			○							6 同法第20条の規定による国定公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮			○							
17 同法第27条第1項の規定による国定公園についての行為の中止等の命令		○								7 同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令		○								
18 同法第28条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査の実施若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施							○			8 同法第22条の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施							○			
19 同法第31条第4項(同法第35条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園における地方公共団体が締結する風景地保護協定の同意			○																			

		20 同法第31条第5項（同法第35条において準用する場合を含む。）の規定による国定公園における公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可			○																			
		21 同法第37条第1項の規定による国定公園における公園管理団体の指定			○																			
		22 同法第40条の規定による国定公園の公園管理団体に対する改善命令			○																			
		23 同法第41条第1項の規定による国定公園における公園管理団体の指定の取消し			○																			
		24 同法第46条規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収		○									9 同法第28条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収		○									
		25 同法第47条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収		○									10 同法第29条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収		○									
		26 同法第50条第1項の規定による国定公園の指定等のための実地調査の実施						○					11 同法第32条第1項の規定による国定公園の指定等のための実地調査の実施							○				
		27 同法第55条第2項の規定による国定公園の特別地域等の指定等についての協議					○						12 同法第39条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の執行についての協議						○					
		28 同法第56条の規定による国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求		○									13 同法第40条の規定による国定公園の特別地域内等における国の機関の行う行為についての協議又は国の機関に対する国立公園若しくは国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求		○									
三 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務		1 同法第13条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可及び同法第25条の規定による条件の付加			○							三 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1 同法第17条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加			○								
		2 同法第24条第3項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可及び同法第25条の規定による条件の付加		○									2 同法第18条の2第3項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加		○									
		3 同法第26条の規定による国立公園の普通地域内における工			○								3 同法第20条の規定による国立公園の普通地域内における工			○								

	作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮										
	4　同法第27条第1項の規定による国立公園についての行為の中止等の命令			○							
四　略											
五　鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）事の権限に属する事務	1～5　略										
	6　同条例第14条第1項の規定による行為の中止等の命令			○							
	7　同条例第15条の規定による行為の実施状況等についての報告の徴収、立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施								○		
	8及び9　略										
	10　同条例第17条の2第4項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による市町村が締結する風景地保護協定の同意				○						
	11　同条例第17条の2第5項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可				○						
	12　同条例第17条の8第1項の規定による公園管理団体の指定				○						
	13　同条例第17条の11の規定による公園管理団体に対する改善命令				○						
	14　同条例第17条の12第1項の規定による公園管理団体の指定の取消し				○						
六～九　略											
水産課	一　略										
	二　漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8　略									
		9　同法第19条の規定による漁船の登録の取消し			○						
		10　略									
	三～六　略										

	作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮										
	4　同法第21条の規定による国立公園についての原状回復等の命令			○							
四　略											
五　鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）事の権限に属する事務	1～5　略										
	6　同条例第14条第1項の規定による原状回復等の命令			○							
	7　同条例第15条第1項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施								○		
	8及び9　略										
六～九　略											
水産課	一　略										
	二　漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8　略									
		9　同法第19条の規定による漁船の登録の取消し		○							
		10　略									
	三～六　略										

七　卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第33条の規定による入荷数量等の公表									○	境港水産事務所長
八　鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項の規定による仲卸業務の許可									○	境港水産事務所長
	2　同条例第7条の規定による仲卸業務の許可の取消し									○	境港水産事務所長
	3　同条例第8条第1項の規定による売買参加者の登録									○	境港水産事務所長
	4　同条例第12条の規定による売買参加者の登録の取消し									○	境港水産事務所長
	5　同条例第13条の規定による附属営業の許可									○	境港水産事務所長
	6　同条例第14条の規定による附属営業の開始等の届出の受理									○	境港水産事務所長
	7　同条例第15条の規定による附属営業の許可の取消し									○	境港水産事務所長
	8　同条例第21条ただし書の規定による自己の計算において卸売を行うことの承認									○	境港水産事務所長
	9　同条例第22条ただし書の規定による市場外の場所の指定 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○						○	境港水産事務所長
	10　同条例第22条の2の規定による受託契約約款の承認									○	境港水産事務所長
	11　同条例第27条ただし書の規定による水産物の買入れ等の許可									○	境港水産事務所長
	12　同条例第32条第1項の規定による売買の差止め又はせり直し若しくは再入札の命令									○	境港水産事務所長
	13　同条例第32条第2項の規定による売買の差止め									○	境港水産事務所長
	14　同条例第33条第1項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは資料の提出の要求又は事務所等への立入検査の要求									○	境港水産事務所長
	15　同条例第34条の規定による卸売業者等に対する業務又は会計に関する改善措置の命令									○	境港水産事務所長
	16　同条例第35条第1項又は第2項の規定による卸売業者等に対する業務の停止等の命令又は許可若しくは登録の取消し									○	境港水産事務所長

七　卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第33条の規定による入荷数量等の公表									○	水産物地方卸売市場長
八　鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項の規定による仲卸業務の許可									○	水産物地方卸売市場長
	2　同条例第7条の規定による仲卸業務の許可の取消し									○	水産物地方卸売市場長
	3　同条例第8条第1項の規定による売買参加者の登録									○	水産物地方卸売市場長
	4　同条例第12条の規定による売買参加者の登録の取消し									○	水産物地方卸売市場長
	5　同条例第13条の規定による附属営業の許可									○	水産物地方卸売市場長
	6　同条例第14条の規定による附属営業の開始等の届出の受理									○	水産物地方卸売市場長
	7　同条例第15条の規定による附属営業の許可の取消し									○	水産物地方卸売市場長
	8　同条例第21条ただし書の規定による自己の計算において卸売を行うことの承認									○	水産物地方卸売市場長
	9　同条例第22条ただし書の規定による水産物の保管場所の指定 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○						○	水産物地方卸売市場長
	10　同条例第22条の2の規定による受託契約約款の承認									○	水産物地方卸売市場長
	11　同条例第27条ただし書の規定による水産物の買入れ等の許可									○	水産物地方卸売市場長
	12　同条例第32条第1項の規定による売買の差止め又はせり直し若しくは再入札の命令									○	水産物地方卸売市場長
	13　同条例第32条第2項の規定による売買の差止め									○	水産物地方卸売市場長
	14　同条例第33条第1項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは資料の提出の要求又は事務所等への立入検査の要求									○	水産物地方卸売市場長
	15　同条例第34条の規定による卸売業者等に対する業務又は会計に関する改善措置の命令									○	水産物地方卸売市場長
	16　同条例第35条の規定による卸売業者等に対する業務の停止等の命令又は許可若しくは登録の取消し									○	水産物地方卸売市場長

		17 同条例第36条の規定による市場施設の利用の許可 (一) 関係事業者施設用地に係るもの(新規許可に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの			○					○	境港水産事務所長
		18 同条例第37条第1項ただし書の規定による市場施設の現状の変更等の承認								○	境港水産事務所長
		19 同条例第37条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令								○	境港水産事務所長
		20 同条例第37条第3項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令								○	境港水産事務所長
		21 同条例第38条の規定による市場施設の利用の許可の取消し (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	境港水産事務所長
		22 略									
	九 鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則(昭和57年鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による市場の臨時の開場又は休場の決定								○	境港水産事務所長
		2 同規則第5条第1項ただし書の規定による市場の開場時間の変更								○	境港水産事務所長
		3 同規則第11条第2項の規定による仲卸業務許可証の再交付								○	境港水産事務所長
		4 同規則第28条第1項ただし書の規定による市場施設の転貸等の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	境港水産事務所長
		5 同規則第28条第2項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外に使用することの承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	境港水産事務所長
		6 同規則第29条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の特例の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	境港水産事務所長
		7 同規則第31条第2項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令								○	境港水産事務所長
		8 同規則第32条第2項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令									

		17 同条例第36条の規定による市場施設の利用の許可 (一) 関係事業者施設用地に係るもの(新規許可に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの			○					○	水産物地方卸売市場長
		18 同条例第37条第1項ただし書の規定による市場施設の現状の変更等の承認								○	水産物地方卸売市場長
		19 同条例第37条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令								○	水産物地方卸売市場長
		20 同条例第37条第3項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令								○	水産物地方卸売市場長
		21 同条例第38条の規定による市場施設の利用の許可の取消し (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	水産物地方卸売市場長
		22 略									
	九 鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則(昭和57年鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による市場の臨時の開場又は休場の決定								○	水産物地方卸売市場長
		2 同規則第5条第1項ただし書の規定による市場の開場時間の変更								○	水産物地方卸売市場長
		3 同規則第11条第2項の規定による仲卸業務許可証の再交付								○	水産物地方卸売市場長
		4 同規則第28条第1項ただし書の規定による市場施設の転貸等の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	水産物地方卸売市場長
		5 同規則第28条第2項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外に使用することの承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	水産物地方卸売市場長
		6 同規則第29条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の特例の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	水産物地方卸売市場長
		7 同規則第31条第2項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令								○	水産物地方卸売市場長
		8 同規則第32条第2項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令									

	(一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○						○	境港水産事務所長
十 略											
十一 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条の規定による水産動植物の採捕についての許可				○						
	2～5 略										
十二 略											
十三 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)に基づく知事の権限に属する事務	1 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定による遊漁船業の登録 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの					○					境港水産事務所長
	(二) (一)以外のもの				○						
	2 同法第3条第2項の規定による遊漁船業の登録の更新 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの					○					境港水産事務所長
	(二) (一)以外のもの				○						
	3 同法第10条の規定による遊漁船業の登録の抹消 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの					○					境港水産事務所長
	(二) (一)以外のもの				○						

	(一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○						○	水産物地方卸売市場長
十 略											
十一 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条の規定による水産動植物の採捕についての許可			○							
	2～5 略										
十二 水産業協同組合法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第124条第1項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令	○									
十三 略											

附　則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目220　　鳥　取　県　　【定価1部1か月2,200円（送料を含む。）】
(URL:http://www.pref.tottori.jp)

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています